

健全性を表すものです。

学校法人会計では、科目配列を「固定性配列法」を採用しています。これは学校法人の主要な財産が固定資産から構成されているという考え方によるものです。

これに対して企業会計では、「流動性配列法」を採用しています。

また、資産と負債の差額については、企業会計では、「資産－負債＝純資産」とし、純資産を資本と呼んでいます。資本は主として株主から調達された資本金および資本剰余金と営業活動から得られた利益の累計額である利益剰余金等からなっています。

学校法人では、純財産は基本金と繰越収支差額との合算からなります。

(5) 学校法人会計の主な勘定科目について

① 資金収支計算書で記載される科目

大科目	備考
収入の部	
学生生徒等納付金収入	授業料、実験実習料、実学充実費、入学金等の学生生徒から納入されるもので、収入のうち、最も大きな割合を占めます。
手数料収入	入学検定料、証明書発行手数料等の収入をいいます。
寄付金収入	一般寄付、特別寄付（ただし、土地・建物等現物寄付は除く。）
補助金収入	国、地方公共団体から交付される補助金をいいます。
資産売却収入	施設や設備など資産の売却時に得る収入をいいます。
付随事業・収益事業収入	寮費収入、附属農場の牛乳販売、動物病院の診療、受託研究などの収入をいいます。
受取利息・配当金収入	預金利息や出資金の配当金をいいます。
雑収入	施設設備利用料収入や廃品売却収入等の収入をいいます。
借入金等収入	銀行等からの借入れや学校債収入等の収入をいいます。
前受金収入	翌年度入学の学生・生徒等に係る入学金などの収入をいいます。
その他の収入	預り金や前年度の未収入金の当該年度における収入等をいいます。
支出の部	
人件費支出	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、理事および監事に支払う報酬などをいいます。
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費をいいます。
管理経費支出	総務・人事・経理業務や学生生徒を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費をいいます。
借入金等利息支出	銀行等からの借入金に対する支払利息等をいいます。
借入金等返済支出	銀行等からの借入金の返済をいいます。
施設関係支出	土地・建物・構築物等の支出をいいます
設備関係支出	教育研究用・管理用の備品、図書、車両、ソフトウェア等の支出をいいます。
資産運用支出	有価証券、各引当特定資産等の支出をいいます。
その他の支出	貸付金、前期末未払金、預り金、前払金の支出をいいます。

② 事業活動収支計算書で記載される科目

大科目	備考
教育活動収支・事業活動収入の部	
学生生徒等納付金	授業料、実験実習料、実学充実費、入学金等の学生生徒から納入されるもので、収入のうち、最も大きな割合を占めます。
手数料	入学検定料、証明書発行手数料等の収入をいいます。
寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金や施設設備以外の現物資産等の受贈額をいいます。
経常費等補助金	施設設備補助金以外の補助金をいいます。
付随事業収入	寮費収入、附属農場の牛乳販売、動物病院の診療、受託研究などの収入をいいます。
雑収入	施設設備利用料や廃品売却等の収入をいいます。
教育活動収支・事業活動支出の部	
人件費 (退職給与引当金繰入額含む)	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、理事および監事に支払う報酬などをいいます。
教育研究経費 (減価償却額含む)	教育研究のために支出する経費をいいます。
管理経費 (減価償却額含む)	総務・人事・経理業務や学生生徒を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費をいいます。
徴収不能額等	未収金の中で当該会計年度において徴収不能となった金額をいいます。
教育活動外収支・事業活動収入の部	
受取利息・配当金	預金利息や出資金の配当金をいいます。
その他の教育活動外収入	収益事業会計からの繰入収入などをいいます。
教育活動外収支・事業活動支出の部	
借入金等利息	銀行等からの借入金に対する支払利息等をいいます。
その他の教育活動外支出	借入金等利息以外の教育活動外支出
特別収支・事業活動収入の部	
資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいいます。
その他の特別収入	施設設備寄付金、施設設備の現物寄付の受贈額、施設設備補助金、過年度修正額をいいます。
特別収支・事業活動支出の部	
資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合その超過額をいいます。また、除却損や廃棄損も含みます。
その他の特別支出	災害損失や過年度修正額をいいます。

基本金組入額

学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠であり、これらを保持し、維持していかなければ教育研究機関としての学校の機能は果たせません。

基本金の組入は学校法人にとって必要不可欠な固定資産、その他の資産を自己資金で賄うための財源を確保するために行われます。

基本金対象資産として、学校法人会計基準第 30 条第 1 項において、次の 4 つに分類し、規定しています。

第 1 号基本金：校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額

第 2 号基本金：第 1 号基本金対象の固定資産を将来取得するために充てる預金などの資産の額

第 3 号基本金：基金として継続的に保持し、運用する資産の額

第 4 号基本金：学校法人の円滑な運営に必要な恒常的に保持すべき 1 カ月分の運転資金相当額

基本金の金額は学校法人に留保された資金の残高ではありません。基本金は、学校法人が教育研究活動を行っていく上で必要な資産を自己資金で取得した金額のことです。基本金の額のほとんどは、貸借対照表の資産の部の有形固定資産等の取得のために既に投下されたものであり、基本金と同額の資金が実際に積み立てられているわけではありません。